

特別企画 2

IFRS 第 17 号「保険契約」の解説

ASBJ 専門研究員 まるおか たけし
丸岡 健

1 はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2017 年 5 月 18 日に IFRS 第 17 号「保険契約」(以下「IFRS 第 17 号」という。)を公表した。以下では、IFRS 第 17 号の内容を解説するが、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 背景

IASB における保険契約プロジェクトは、IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASC) によって 1997 年 4 月に開始された。2004 年に IASB は同プロジェクトのフェーズ I として現行の IFRS 第 4 号「保険契約」(以下「IFRS 第 4 号」という。)を公表した。しかし IFRS 第 4 号は広範囲の実務を使用し続けることを容認しており、IFRS 適用企業間で保険契約の財務報告に多様性が存在していた。そ

こで IASB は保険契約に関する包括的な基準を開発するフェーズ II の検討を進めた。IASB は、2007 年にディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」、2010 年に公開草案「保険契約」、2013 年 6 月に改訂公開草案「保険契約」の公表を経て、今般、IFRS 第 17 号を公表した¹。

なお、IFRS 第 17 号により、IFRS 第 4 号は廃止される。

3 概要²

(1) IFRS 第 17 号の主要な特徴

保険契約は金融商品とサービス契約の両方の特徴を組み合わせたものであるとの IASB の考え方を反映して、IFRS 第 17 号は以下のような特徴を有している。

- (a) 財政状態計算書では将来キャッシュ・フローを現在価額で測定する一方、財務業績の計算書ではサービスの提供に応じて保険収益を認識する。

1 米国財務会計基準審議会 (FASB) は、米国会計基準を改善し単純化するとともに、コンバージェンスを進めるために、2008 年に IASB と共同で基準開発を進めることを決定し、2013 年 6 月に会計基準更新書案「保険契約 (Topic 834)」を公表した。しかし、FASB は、同会計基準更新書案への関係者からのフィードバックを踏まえ、2014 年 2 月に IASB との合同プロジェクトを解消し、限定的な改善を単独で検討することとなった。

2 本節 (3. 概要) で使用する用語の意味は、次節 (4. 詳細) で説明する。

- (b) 保険収益及び保険サービス費用を保険金融収益・費用と区分して表示する。
- (c) 金融面の仮定の変更（割引率の変動など）の影響を純損益又はその他の包括利益のいずれかで認識するかについて、ポートフォリオごとに会計方針の選択を行うことを企業に要求する。

(2) IFRS 第 17 号の処理概要

IFRS 第 17 号の処理は、概ね以下のとおりである。

(当初認識時の測定)

- (a) 保険契約の履行に伴い発生すると予想されるキャッシュ・インフロー（保険料収入など）の現在価値（A）、及び、キャッシュ・アウトフロー（保険金・費用など）の現在価値（B）を測定する。
*IFRS 第 17 号では、原則として、キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを区別せず、その純額である（ネット）キャッシュ・フロー（＝キャッシュ・アウトフロー－キャッシュ・インフロー。符号は、アウト（支出）側を正としている。）を対象としている。しかし、ここでは説明の便宜上、両者を区別している。
- (b) 保険契約の履行に伴うリスク（リスク調整）を測定する。(C)
*IFRS 第 17 号では、リスク調整後のキャッシュ・フローの現在価値（すなわち、 $B - A + C$ ）を履行キャッシュ・フローと定義している。
- (c) 上記の差額として未稼得利益（契約上のサービス・マージン、以下「CSM」という。）を求める。
(D) ($D = A - B - C$)（履行キャッシュ・フローと同額で、符号が逆）

(事後測定) リスクからの解放・サービスの提供

- (d) リスク調整は、リスクからの解放に伴い保険収益（純損益）で認識する。(C)
- (e) CSM は、サービスの提供に伴い保険収益（純損益）で認識する。(D)

(事後測定) 割引の戻し

- (f) 時の経過に伴い割引を戻し、保険金融費用（純損益）で認識する。(A、B、D)

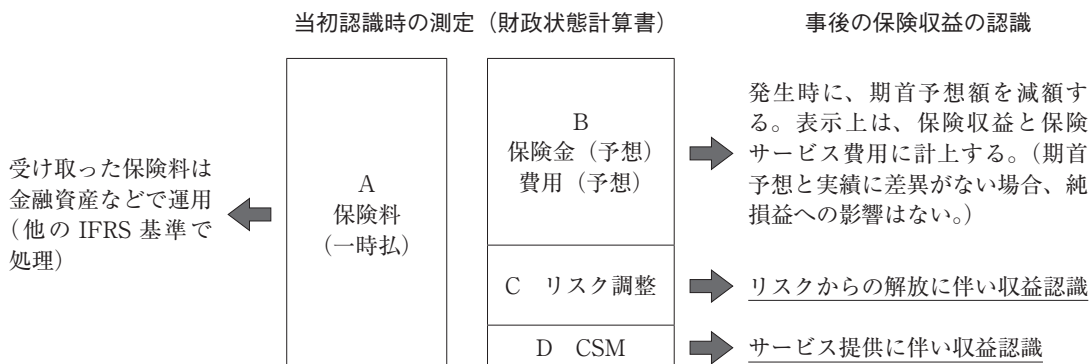
(事後測定) 現在価値測定：見積り及び仮定の変更

- (g) 将来キャッシュ・フローの見積りの変更で、将来のサービスに係る場合は、CSM で調整する（A、B、C の変動を D で調整）。当期又は過去のサービスに係る場合は、保険サービス費用（純損益）を認識する。
- (h) 金融面の仮定（割引率）の変更は、保険金融収益・費用（会計方針の選択により純損益又はその他の包括利益）で認識する。

(事後測定) 保険金・費用の発生

- (i) 保険金・費用の発生時に、期首予想額を減額する。表示上は、保険収益（期首予想で測定）と保険サービス費用（実績で測定）に計上する。（期首予想と実績に差異がない場合、純損益への影響はない。）(B)

図表 1 IFRS 第 17 号の処理概要



(注)

単純化のため、上図は、保険料は一時払であるという前提を置き、同保険料を受け取った直後の財政状態計算書を図示している。

また、見積り及び仮定の変更の影響、並びに、保険金融収益・費用の記載は省略している。

4 詳細

資契約 (企業が保険契約も発行する場合のみ)

(定義及び範囲)

(1) 保険契約の定義

IFRS 第 17 号は、保険契約を次のとおり定義している。(付録 A「用語の定義」³⁾)

一方の当事者 (発行者) が、他方の当事者 (保険契約者) から、所定の不確実な将来事象 (保険事故) が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約

(2) 適用範囲

IFRS 第 17 号は、次の契約に適用される。(3 項)

- (a) 発行する保険契約 (再保険契約を含む)
- (b) 保有する再保険契約
- (c) 発行する裁量権のある有配当性を有する投

なお、IFRS 第 17 号は保険会社のみにも適用されるのではなく、(1)に該当する契約を発行する企業 (保険会社以外の企業も含めて) に広く適用される。

(3) 適用除外等

IFRS 第 17 号の適用には以下の例外がある。(7 項から 8 項)

- 「製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証」等には適用できない。
- 「金融保証契約」(企業が過去に当該契約を保険契約とみなすことを明言し、保険契約に適用される会計処理を適用している場合) に適用できる。
- 一定の条件を満たす「定額報酬のサービス契約 (例: 自動車保険に付帯されるロードサービス等)」に適用しないことができる。

3 文中で参照する項番号は、特記がない限り IFRS 第 17 号の項番号である。

(4) 保険契約からの構成要素の分離

企業は、一定の要件に該当する場合に限り、次の構成要素を分離し、他の基準を用いて会計処理する。(10 項から 12 項)

- (a) 組込デリバティブ：区分するかどうかは IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)で判定する。区分した場合は、IFRS 第 9 号を適用する。
- (b) 投資要素⁴：別個である場合は区分して、IFRS 第 9 号を適用する。
- (c) 財又は非保険サービスを提供する履行義務：別個である場合は区分して、IFRS 第 15 号を適用する。

(集約レベル)

(5) 保険契約の集約レベル

まず企業は、保険契約ポートフォリオを識別しなければならない。ポートフォリオは、類似したリスクに晒されていて一緒に管理されている契約で構成される。1つの商品ラインの中の契約は、類似したリスクを有すると見込まれ、したがって、一緒に管理されている場合には同じポートフォリオに属すると見込まれる。(14 項)

次に企業は、発行した保険契約ポートフォリオを、最低限、下記のグループに分割しなければならない。(16 項)

- (a) 当初認識時に不利である契約のグループ
- (b) 当初認識時においてその後不利となる可能性が大きい契約のグループ
- (c) ポートフォリオの中の残りの契約のグループ

グループ分割に関しては次の点に留意する必要がある。

- グループをさらに細分化することができる。(21 項)
- 発行の時点が 1 年超離れた契約を同じグループに含めてはならない。(22 項)
- IFRS 第 17 号の認識及び測定 of 要求事項を契約グループに対して適用する⁵。(24 項)
- グループ判定は当初認識時に行い、事後に判定を見直してはならない。(24 項)

(認 識)

(6) 契約の認識

企業は、次のうち最も早い時から、発行する保険契約を認識する。(25 項)

- (a) 契約グループのカバー期間の開始時
- (b) 当該契約グループの中の保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日
- (c) 不利な契約グループについては、当該グループが不利となった日

(測 定)

(7) IFRS 第 17 号で採用されているモデル・アプローチ

IFRS 第 17 号では、測定に関して次の 3 つのモデル・アプローチが採用されている。

モデル・アプローチ	位置づけ	適用される条件
一般モデル	基本的な方法	下記以外のすべてのケース
変動手数料アプローチ	特殊な方法	直接連動有配当保険契約
保険料配分アプローチ	簡便法	一般モデルによる測定と合理的な近似が可能な場合、又はカバー期間が 1 年以内である場合

4 IFRS 第 17 号の付録 A「用語の定義」では、投資要素を「保険契約が、たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても保険契約者に返済することを企業に要求している金額」と定義している。

5 IFRS 第 17 号では、グループが会計単位である。(BC139 項)

(8) 測定に関する一般的な要求事項（共通）

保険契約負債は、以下の2つの負債の合計で測定される。

$$\text{保険契約負債} = \text{残存カバーに係る負債} + \text{発生保険金に係る負債}$$

$$\text{保険契約負債} = \text{履行キャッシュ・フロー} + \text{CSM}$$

(9) 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の定義（共通）

残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債は、以下のとおり定義されている。（付録A「用語の定義」）

用語	定義
残存カバーに係る負債	企業がまだ発生していない保険事故について既存の保険契約に基づいて正当な保険金を支払う義務（すなわち、カバー期間の未経過部分に関連する義務）
発生保険金に係る負債	企業がすでに発生している保険事故を調査してそれについて妥当な保険金を支払う義務（すでに発生しているが保険金請求がまだ報告されていない事故、及び他の発生した保険費用を含む）

(11) 履行キャッシュ・フローとCSMの定義（一般モデル及び変動手数料アプローチ）

両者は次のとおり定義されている。（付録A「用語の定義」）

用語	定義
履行キャッシュ・フロー	企業が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローの現在価値から将来キャッシュ・インフローの現在価値を控除した金額の明示的で偏りのない確率加重した見積り（すなわち、期待値）であり、非金融リスクに係るリスク調整を含む。
CSM	契約グループに係る資産又は負債の帳簿価額の構成要素で、企業が当該グループの中の保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すものである。

(10) 測定に関する一般的な要求事項（一般モデル及び変動手数料アプローチ）

また、一般モデル及び変動手数料アプローチでは、企業は、保険契約負債を次の合計値で測定する。（32項）

(12) 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債、並びに、履行キャッシュ・フロー及びCSMの関係（一般モデル及び変動手数料アプローチ）

上記の関係は以下のとおりである。

		残存カバーに係る負債	発生保険金に係る負債	保険契約負債
履行キャッシュ・フロー	キャッシュ・フローの現在価値	(a)	(b)	(a)+(b)
	リスク調整	(c)	(d)	(c)+(d)
	合計	(a)+(c)	(b)+(d)	(a)+(b)+(c)+(d)
CSM		(e)	(n. a.)	(e)
保険契約負債		(a)+(c)+(e)	(b)+(d)	(a)+(b)+(c)+(d)+(e)

CSM は、サービス（保険カバーなど）に係る未稼得利益であるため、残存カバーに係る負債の構成要素ではあるが、発生保険金に係る負債の構成要素ではない。

(13) CSM の当初測定（一般モデル及び変動手数料アプローチ）

当初認識時において、CSM は次のとおり測定される⁶。

<p>CSM = 履行キャッシュ・フローと同額で、符号が反対⁷ = 保険契約グループに対して請求する対価（保険料など）の現在価値が、当該契約グループを履行するために見込まれるキャッシュ・アウトフローのリスク調整後の期待現在価値を超過する金額</p>
--

この結果、上記超過額は次のとおり処理される。

- 当初認識時に利得として認識しない。
- カバー期間にわたりサービスを提供する義務を充足するにつれて当該利得を認識する。

(14) 履行キャッシュ・フローの測定（一般モデル及び変動手数料アプローチ）

履行キャッシュ・フローは次の 3 つの要素で測定される。

要素	詳細及び見積り方法
将来キャッシュ・フロー (33 項)	保険契約の履行に関連するすべての将来キャッシュ・アウトフロー及び将来キャッシュ・インフローを含める必要がある。 将来キャッシュ・フローには、新契約キャッシュ・フロー ⁸ も含まれる。
割引率 (36 項)	将来キャッシュ・フローの見積りを、貨幣の時間価値及び当該キャッシュ・フローに係る金融リスクを反映するように、適切な割引率を使用して調整しなければならない。 割引率は、貨幣の時間価値、キャッシュ・フローの特性及び当該保険契約の流動性の特性を反映し、例えば、時期、通貨及び流動性の点で、当該保険契約の特性と整合的な特性を有するキャッシュ・フローを伴う金融商品についての観察可能な現在の市場価格（もしあれば）と整合的でなければならない。
非金融リスクに係るリスク調整 (以降は、単に「リスク調整」という。) (37 項及び B91 項から B92 項)	将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを、企業がキャッシュ・フローの金額及び時期に関して非金融リスクから生じる不確実性（例えば、死亡者が予想以上に増加したために、死亡保険金の支払が増大するリスク）の負担に対して要求する報酬を反映するように調整しなければならない。 IFRS 第 17 号では、リスク調整の測定方法を規定していないが、信頼水準以外の技法を用いた場合は、その結果を信頼水準に変換したものの開示が要求されている。

6 不利な契約となる場合の処理は、本稿 4.16 を参照。

7 当初認識時点で、保険契約負債はゼロとなる。

8 IFRS 第 17 号の付録 A 「用語の定義」では、「保険契約グループの販売、引受け及び開始のコストにより生じるキャッシュ・フローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するもの。こうしたキャッシュ・フローには、ポートフォリオの中の個々の契約又は保険契約グループに直接起因しないキャッシュ・フローが含まれる。」と定義されている。

(15) 事後測定に関する一般的な要求事項（一般モデル）

- 履行キャッシュ・フローは、当初認識時以降の仮定の変動を反映した最新の情報を用いて、每期再測定する。
- CSM は、每期、当初認識時の金利を用いて利息発生計上処理、及び、サービスの提供を反映して償却処理を行う。

- なお、履行キャッシュ・フローの変動の一部は、CSMで調整される。
- 履行キャッシュ・フロー及びCSMの項目ごとの測定・表示上の取扱いは概ね図表2のとおりである。また、これを踏まえた保険契約負債の当初測定と事後測定の関係は概ね図表3のとおりである。（40項及び44項）

図表2 項目の変動と保険契約負債の測定・表示の関係

項目		測定・表示上の取扱い	
履行キャッシュ・フロー ⁹	将来キャッシュ・フローの見積りの変更	<p>将来のカバー又はサービスに係る部分</p> <p>CSMを調整（加減算）する（保険契約負債の総額は変わらない）¹⁰。①</p> <p>当期を含む過去に提供したカバー又はサービスの変更（発生保険金の見積りの変更など）</p> <p>純損益（保険サービスの成果）に認識 ②</p>	
	リスク調整の変動 ¹¹	将来のカバー又はサービスに係る部分	CSMを調整（加減算）する（保険契約負債の総額は変わらない）。③
		当期を含む過去に提供したカバー又はサービスの変更（当期におけるリスクからの解放を含む）	純損益（保険サービスの成果）に認識 ④
	利息計上	時の経過により割引を戻す効果を純損益（保険金融費用）に認識する。⑤	
	割引率の変更	割引率変更による増減（保険金融収益・費用）は、純損益又はその他の包括利益のいずれかで認識する（企業の会計方針による選択）。⑥	
	保険金・費用の発生	発生時に、期首予想額を減額。表示上は、保険収益（期首予想で測定）と保険サービス費用（実績で測定）に計上する。（期首予想と実績に差異がない場合、純損益に影響なし。）⑦	
CSM	利息発生計上	当初認識時に適用した割引率を用いて、利息を純損益（保険金融費用）に認識する（加算）。⑧	

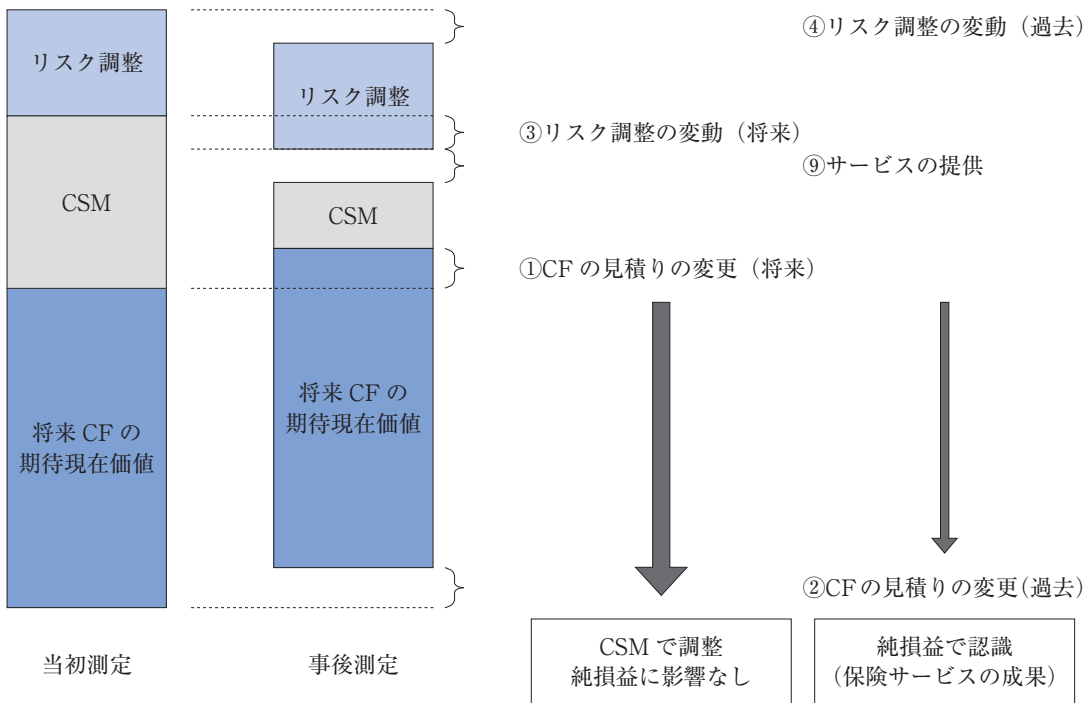
9 履行キャッシュ・フローは、各報告期間末に最新の情報を用いて再測定される（現在価値測定）。図表2は、変動の影響の損益計算書への表示の観点から、再測定を各要素に分解して説明している。

10 CSMの残高がある場合

11 単純化のため、リスク調整額の変動はすべて保険サービスの成果として取り扱っている。（81項参照）

調整	将来キャッシュ・フローの見積りの変更又はリスク調整の変動のうち、将来のカバー又はサービスに係る部分は CSM で調整する（加減算）。①+③
純損益への認識（償却）	契約に基づき提供されたサービスを反映させるために、カバー単位に基づいて各期に純損益（保険サービスの成果）に認識する（減算）。⑨ なお、償却は、調整後の CSM 残高をベースに行う。（BC279 項）

図表 3 保険負債の当初測定と事後測定の関係（保険サービスの成果への影響）



（注）

図表 3 は、図表 2 の履行キャッシュ・フローの利息計上（⑤）、割引率の変更（⑥）、保険金・費用の発生（⑦）及び CSM の利息発生計上（⑧）を記載していない。⑤⑥及び⑧は、保険金融収益・費用として純損益又はその他の包括利益に表示される。

(16) 不利な契約（一般モデル及び変動手数料アプローチ）

契約グループの CSM が負になったときは（かつ、そのときのみ）、次のとおり、不利契約

として損失を直ちに純損益に認識する。（47 項及び 48 項）

条 件		処 理
当初測定		CSM が負になるときは、不利な契約として損失を直ちに純損益に認識する。
事後測定	不利な見積り変更	CSM が負になったときは、不利な契約として損失を直ちに純損益に認識する。
	不利な契約となった後の有利な見積り変更	過去に不利な契約として認識していた損失を回収するまでは当該有利な変更を純損益で認識し、その後CSMを増加させていく。

(c) 保険契約者に支払う金額の変動の重要な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想している。

変動手数料アプローチは、一般モデルと比べて、CSM の事後測定方法が異なる¹²。CSM の事後調整額は次のとおりとなる。(B104 項、B111 項から B114 項)

調整額 = (+) 基礎となる項目の企業持分の変動
 (-) 基礎となる項目に対するリターンに連動しない履行キャッシュ・フローの変動

(17) 直接連動有配当保険契約及び変動手数料アプローチ

企業は、直接連動有配当保険契約については、IFRS 第 17 号の一般的な要求事項（一般モデル）にかえて、変動手数料アプローチを適用する。

直接連動有配当保険契約とは、次のような義務を有する有配当契約である。(B104 項)

企業の義務が、保険契約者に対して基礎となる項目の価値の同額から変動手数料を控除した金額を支払うことである有配当契約

このため、直接連動有配当保険契約は、保険契約のうち、実質的に投資関連サービス契約（企業が基礎となる項目に基づく投資リターンを約束している契約）で、次のような保険契約として定義されている。(B101 項)

- (a) 契約条件で、基礎となる項目の明確に識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている。
- (b) 企業が保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンの重要な持分に等しい金額を支払うと予想している。

この結果、変動手数料アプローチの対象となる保険契約は、一般モデルが適用される他の保険契約に比べて、より多くの項目に対してCSMが調整されることとなる。すなわち、一般モデルのCSM調整項目に加えて、「基礎となる項目に対する企業の持分（金融リスクの変動を含む）の変動」及び「基礎となる項目以外から発生する金融リスク（例えば、金融保証）の影響」が、純損益又はその他の包括利益ではなく、CSMで調整されることになる。(BC240 項)

(18) 保険料配分アプローチ

一部の保険契約グループの測定は、保険料配分アプローチを適用することによって残存カバーに係る負債の測定を単純化することが認められている。同アプローチでは、一般モデルと比較して次の点が簡素化されている。(BC289 項、BC293 項)

- (a) 負債の当初測定は受け取った保険料と同額となり、保険契約の測定を構築するために使

¹² 当初測定及び履行キャッシュ・フローの測定は、一般モデルと同一である。

用される構成要素（すなわち、将来キャッシュ・フロー、貨幣の時間価値、リスク調整、CSM）を明示的に識別しない。

- (b) 原則として（不利となる場合を除き）、事後測定において測定の基礎となる仮定を見直さない。

保険料配分アプローチの適用要件は、次のいずれかに該当する場合である。(53 項)

- (a) 保険料配分アプローチを適用した残存カバーに係る負債の測定が、一般モデルの要求事項を適用した場合の測定と重要な差異がないと企業が合理的に予想している場合、又は、
- (b) 当該グループの中の各契約のカバー期間が 1 年以内である場合

残存カバーに係る負債は、概ね、次のとおり算出する。(55 項)

残存カバーに係る負債
 = 受取保険料
 - 新契約キャッシュ・フローの支払額（支払時に費用処理しない場合）
 + 新契約キャッシュ・フローの当期償却額（支払時に費用処理しない場合）
 + 金融要素の調整（金融要素が重要な場合）
 - 当期に提供した保険カバーに対する保険収益として認識した金額（サービスの移転を反映した配分額）

また、次の点に留意する必要がある。

- カバー期間が 1 年以内の場合は、すべての新契約キャッシュ・フローを発生時に費用として認識することができる。(59 項(a))
- 契約にとって重要な金融要素が含まれている場合は、当初認識時に算定した割引率を用いて、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映する。ただし、保険カバーを提供する時点とカバーの当該部分に対応した保険料の支払期日との間隔が 1 年以内と見込まれる場合は、割引計算は不要である。(56 項)

- 当初認識時又はその後において、当該契約を含む保険契約ポートフォリオが不利であることが事実及び状況によって示されている場合は、損失を純損益に認識するとともに、追加で不利な契約に係る負債を認識する。(58 項)

一方、発生保険金に係る負債は、次のとおり算出する。(59 項(b))

- (a) 発生保険金に関連する履行キャッシュ・フローを用いて測定する。
- (b) ただし、将来キャッシュ・フローの支払又は受取が 1 年以内に見込まれる場合は、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映させる必要はない。

(保有する再保険契約)

(19) 保有する再保険契約

企業は、保有している再保険契約（企業が出発者である契約）に IFRS 第 17 号を適用する。(3 項)

保有している再保険契約の認識時期は、次のとおり修正される。(62 項)

対象となる契約	認識時期
比例的なカバーを提供している場合	保有している再保険契約グループのカバー期間の開始時、又は、基礎となる契約の当初認識時のいずれか遅い方
上記以外	保有している再保険グループのカバー期間の開始時から

保有している再保険契約負債グループの測定方法は、基礎となる保険契約と基本的に同様であるが、主に次の点で差異がある。(65 項から 66 項)

	保有している再保険	(参考) 基礎となる保険
当初認識時の利得又は損失(コスト)	再保険購入に係る正味の利得又はコストと考える。いずれの場合も、CSMとしてカバー期間にわたって純損益に認識する。	利得のときは、将来の未稼得利益と考え、CSMとしてカバー期間にわたって純損益に認識する。損失のときは、不利な契約として直ちに純損益に認識する。
将来のサービスに係る事後のキャッシュ・フロー変動	CSMを調整する。ただし、当該変動が、基礎となる保険契約グループに係るCSMを修正しない(すなわち、純損益で認識する)場合は、純損益に認識する。	CSMを調整する。ただし、CSMが負になる場合は、不利な契約として直ちに純損益に認識する。

(表示及び開示)

(20) 表示(全般)

企業は、保険サービスの成果と保険金融収益・費用を区分して表示しなければならない。(80項)

(21) 表示(保険サービスの成果の表示)

企業は、発行した保険契約グループから生じた保険収益及び保険サービス費用を純損益に表示しなければならない。保険収益は、保険契約グループから生じたカバー及び他のサービスの提供を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写しなければならない。(83項から84項)

純損益に表示される保険収益及び保険サービス費用は、投資要素を除外しなければならない。また、企業は、保険料の情報が保険収益と矛盾する場合には、当該情報を純損益に表示し

てはならない。(85項)

保険収益は、残存カバーに係る負債の期首と期末の帳簿価額の差額(企業が対価を受け取ると見込んでいるカバー又は他のサービスに関連しない変動を除く)として測定する。(B123項)

残存カバーに係る負債の期首と期末の帳簿価額の差額から、以下の項目を控除する。

- (a) 当期に提供されたサービスに関連しない変動。例えば次のもの
 - (i) 受け取った保険料によるキャッシュ・インフローから生じた変動
 - (ii) 当期における投資要素に関連する変動
 - (iii) 保険金融収益・費用
 - (iv) 新契約キャッシュ・フロー
- (b) サービスに関連する変動であるが、企業が対価を見込んでいないもの。すなわち、残存カバーに係る負債の損失要素の増減

また、保険収益は次の項目の合計額として示すこともできる。(B124項からB125項)

- (a) 当期に生じた保険サービス費用(保険金及び給付。当期首に見込んでいた金額で測定)。なお、予想保険金の最新の見積りに含まれている投資要素の返済は除外する。
- (b) リスク調整の変動(CSMを調整した金額を除く)
- (c) 当期に純損益に認識したCSMの金額(CSM償却額)
- (d) 新契約キャッシュ・フローに関連した保険収益(保険料のうち当該キャッシュ・フローの回収に関連する部分を、各期間に配分することによって決定する。同じ金額を保険サービス費用として認識する。)

(22) 表示(保険金融収益・費用の表示)

保険金融収益・費用は、主として、貨幣の時間価値及び貨幣の時間価値の変動の影響並びに金融リスク及び金融リスクの変動の影響から生じた保険契約グループの帳簿価額の変動で構成される。(87項)

保険金融収益・費用は次のとおり表示する。
(88 項から 89 項)

条 件	表示の選択
下記以外	下記の間での会計方針を選択する。 (a) 当期の保険金融収益・費用の全額を純損益に含める。 (b) 当期の保険金融収益・費用を分解し、見込まれる保険金融収益・費用の合計額を契約のグループの存続期間にわたり定期的に配分することによって算定した金額を純損益に含める（定期的に配分する方法）。

直接連動有配当 保険契約で、企業 が基礎となる 項目を保有して いる場合	下記の間での会計方針を選択する。 (a) 当期の保険金融収益・費用の全額を純損益に含める。 (b) 当期の保険金融収益・費用を分解して、保有している基礎となる項目について純損益に含めた収益又は費用との会計上のミスマッチを除去する金額を純損益に含める（当期簿価回り法）。
--	--

財務業績報告書の表示例は図表 4 のとおりである。

図表 4 財務業績報告書の表示例

項 目	金 額	内 訳
保険収益	135	保険金及び給付（当期首見積りで測定）（100） + リスク調整変動（CSM で調整しない部分）（10） + CSM 償却額（20） + 新契約キャッシュ・フローの償却（5）
保険サービス費用	95	保険金及び給付（当期発生額で測定）（90） + 新契約キャッシュ・フロー（償却額と同額）（5）
保険サービスの成果	40	保険収益 - 保険サービス費用
投資収益	20	保険契約を裏付ける資産の運用益（20）
保険金融費用	15	保険契約負債に係る利息費用（15）
金融の成果	5	投資収益 - 保険金融費用
純損益	45	保険サービスの成果 + 金融の成果
その他の包括利益 資産	10	資産に係る割引率変動の影響（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合）
その他の包括利益 保険契約負債	-8	保険契約負債に係る割引率変動の影響（その他の包括利益で表示することを選択した場合）
その他の包括利益	2	その他の包括利益（資産 + 保険契約負債）
包括利益	47	純損益 + その他の包括利益

23 開示

開示要求の目的は、企業が注記において、財政状態計算書、財務業績の計算書及びキャッシュ・フロー計算書において提供する情報と合わせて、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することである。この目的を達成するため、企業は下記に関する定性的情報及び定量的情報を開示しなければならない。(93 項)

- | |
|---|
| (a) IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約について財務諸表に認識した金額
(b) IFRS 第 17 号を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更
(c) IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度 |
|---|

具体的には、残存カバーに係る負債の期首残高から期末残高への調整表などの開示が要求されている。

(発効日及び経過措置)

24 発効日

企業は、IFRS 第 17 号を、2021 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 15 号を IFRS 第 17 号の適用開始日以前に適用する企業についてのみ認められて

いる。(C1 項)

25 経過措置

移行方法は、実務上可能な場合は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を原則どおり適用するが、実務的に不可能な場合は、修正遡及法又は公正価値法のいずれかを適用する。すなわち、次のとおりである。(C3 項から C5 項)

条 件	移行方法
原則	遡及法
遡及法が実務的に不可能	以下の選択適用 ・修正遡及法 ・公正価値法 ただし、修正遡及法が実務的に不可能な場合は、公正価値法

(a) 修正遡及法

修正遡及法の目的は、過大なコスト又は労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いて、可能な範囲で遡及適用に最も近い結果を達成することである。修正遡及法は、企業が遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲でのみ使用することが認められる。詳細は図表 5 のとおりである。(C6 項から C17 項)

図表 5

項 目	認められる方法
種々の判定	保険契約グループの識別、及び直接連動有配当保険契約に該当するかどうか等の判定を、当初認識時点ではなく、移行時点で行う。
グループ	状況によっては、企業は、発行時点が 1 年超離れた保険契約を同じグループに含めてよい。

移行時点 の CSM	当初認識 時 点 の CSM の 見 積 り	キャッシュ・ フローの見積 り	移行日のキャッシュ・フローに、当初認識日と移行日の間で発生したことが判明しているキャッシュ・フローを調整することによって、当初認識時点でのキャッシュ・フローの見積りを算定する。
		リスク調整	移行日のリスク調整に、移行日前までのリスク調整額の解放額（見積り）を調整して、当初認識時点のリスク調整を算定する。
		割引率	移行日前の少なくとも 3 年間のイールドカーブを用いる等の方法で、当初認識時点の割引率を算定する。
	当初認識時点から移行 日までの CSM 償却額の 見積り		移行日現在の残存カバー単位を移行日前に契約グループに基づいて提供されたカバー単位と比較することによって決定する。

移行時点におけるその他の包括利益累計額^{13,14}は、図表 6 のとおり測定することが認められる。(C18 項(b)及び C19 項(b))

図表 6

条 件		移行時点におけるその他の包括利益累計額	
グループ	純損益で認識する金額の計算方法等		
1 年超離れた保険契約を同じグループにする場合	規則的に配分する方法を適用する場合	ゼロ	
	当期簿価利回り法を適用する場合	基礎となる項目に対して計上しているその他の包括利益累計額	
上記以外	規則的に配分する方法を適用する場合	金融面の仮定の変更による影響が多でない場合	修正遡及法に基づいて推定した割引率で計算
		上記以外	ゼロ
	当期簿価利回り法を適用する場合	基礎となる項目に対して計上しているその他の包括利益累計額	

(b) 公正価値法

移行時点の CSM を、次のとおり、移行時点の公正価値を参照して算定する。(C20 項)

移行時点の CSM = <ul style="list-style-type: none"> 移行時点の保険契約グループの公正価値 - 移行時点の保険契約グループの履行キャッシュ・フロー

「種々の判定」(図表 5 参照)、「グループ」(図表 5 参照)、及び、「移行時点におけるその他の包括利益累計額」(図表 6 参照)は、概ね、修正遡及法と同様の処理が認められている。(C21 項、C22 項、C24 項)

13 企業が、保険金融収益・費用の一部をその他の包括利益に認識することを会計方針として選択した場合。
 14 「規則的に配分する方法」「当期簿価利回り法」については、本稿の 4. ②を参照。

5 2013年6月の改訂公開草案「保険契約」からの主要な変更点

主要な変更点は図表7のとおりである。(結

図表 7

項目	変更点
集約レベル	<ul style="list-style-type: none"> • 保険契約ポートフォリオを当初認識時に、不利な契約、収益性があり不利となる重大な可能性のない契約、その他の収益性のある契約の各グループに分解することを要求するように要求事項を改訂した。 • グループには、引受時期が1年超離れた契約を含めることができない。
CSM	<ul style="list-style-type: none"> • 過去に損失が純損益に認識された後に生じた見積りの有利な変更を、過去に認識した損失を戻し入れる範囲で純損益に認識するように要求事項を改訂した。
有配当保険契約	<ul style="list-style-type: none"> • 2013年公開草案で提案していたミラーリング・アプローチ¹⁵を削除した。 • 直接連動有配当保険契約の定義を導入した。直接連動有配当保険契約については、企業が保険契約グループから稼得すると予想している手数料の見積りの変動（基礎となる項目に対するリターンに対する企業の予想される持分から、基礎となる項目に直接連動しない期待キャッシュ・フローを控除したものに等しい）に対してCSMを修正するという要求事項（変動手数料アプローチ）を導入した。
保険料配分アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> • カバー期間にわたる収益の認識を、時間の経過（又は、リスクの解消の予想されるパターンが時間の経過と著しく異なる場合は、発生保険サービス費用の予想される時期）に従うように改訂した。 • 発生保険金に係る負債についての純損益における保険金融収益・費用を、発生保険金に係る負債が認識される日現在で決定した割引率を用いて決定することを企業に要求するように改訂した。
保有する再保険	<ul style="list-style-type: none"> • 将来のサービスに係るキャッシュ・フローの見積りの変更で、基礎となる保険契約グループのCSMを修正しない（純損益で認識する）ものは、再保険契約のCSMを修正しない（純損益で認識する）ように要求事項を変更した。
保険金融収益・費用の表示	<ul style="list-style-type: none"> • 企業が次のいずれかを行う会計方針の選択を導入した。(a)当期の保険金融収益・費用を純損益に含める、又は(b)当期の保険金融収益・費用を純損益に認識する金額とその他の包括利益に認識する金額とに分解する。 • 企業が保険金融収益・費用を純損益に認識する金額とその他の包括利益に認識する金額とに分解する場合について、次のように定めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの状況において、純損益に含める金額は、予想される保険金融収益・費用の保険契約グループの存続期間にわたる規則的な配分によって決定される。

15 一定の条件のもと、企業が保険契約者に支払うべき履行キャッシュ・フローを企業が保有している資産又は他の基礎となる項目で決済すると見込んでいる範囲で、企業が当該履行キャッシュ・フローを基礎となる項目を測定するのと同様に測定する処理（BC259項）

	<ul style="list-style-type: none"> ・契約が直接連動有配当保険契約で、企業が基礎となる項目を保有している（すなわち、保険契約グループと関連する基礎となる項目との間に経済的なミスマッチがない）場合には、純損益に含める金額は、保有している基礎となる項目について生じた金融収益・費用との会計上のミスマッチを除去するように決定される（当期簿価利回り法）。
<p>遡及適用が実務上不可能である場合の移行措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遡及適用が実務上不可能な保険契約グループについて、追加的な単純化を提供するように改訂した（企業に修正遡及法と公正価値法との間での選択を認めたことを含む）。 ・修正遡及法は、IFRS 第 17 号を遡及適用するための合理的で裏付け可能な情報が企業に不足しているために必要な範囲で、企業が遡及修正の所定の単純化を用いることを認めている。 ・公正価値法は、契約上の CSM を移行日現在の保険契約グループの公正価値を参照して決定することを企業に要求している。

6 今後の予定¹⁶

IASB の公表資料によると、IFRS 第 17 号の導入を支援するために「移行リソース・グループ」が組成される予定である。

16 本稿執筆時点（2017 年 8 月末現在）の情報に基づく。